

福島市立認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年9月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 41 号

福島市立認定こども園条例の一部を改正する条例

福島市立認定こども園条例（平成30年条例第106号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

福島市立もりあい認定こども園	福島市野田町字八天29番地の1	110名
----------------	-----------------	------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 福島市立認定こども園に係る園児募集の手続その他の福島市立認定こども園を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。